平成２１年（フ）第９４６号
埼玉県戸田市下戸田１丁目14番16号
破産者　平林　喜義
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０２１号
さいたま市見沼区東大宮３丁目２番地42　ペルレイ東大宮102
破産者　太田　八身
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３７号
埼玉県川口市長蔵１丁目15番13号
破産者　丸山亨こと　丸山　　亨
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３８号
埼玉県川口市長蔵１丁目15番13号
破産者　丸山　文江
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２１６６号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン９－３号棟201号
破産者　松野　　隆
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１６７号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン９－３号棟201号
破産者　松野久美子
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６０号
滋賀県彦根市岡町12番地507号、開始決定時の住所滋賀県彦根市岡町12番地501号
破産者　インテリアリフォームにしむらこと　西村　　聡
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第６１３２号
大阪府守口市八雲中町２丁目１番12号、開始決定時の住民票上の住所大阪府枚方市走谷２丁目16番15号
破産者　出口　昭二
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９００８号
大阪市住吉区殿辻２丁目７番１号　吉田マンション２階12号
破産者　幸和こと　平本　幸滿
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９１１３号
大阪市福島区福島４丁目１番67－２－Ｂ号、開始決定時の住所大阪市西区川口１丁目３番23―1005号
破産者　上嶋　一生
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９７６３号
大阪府豊中市野田町５番31―308号、事業所所在地大阪府豊中市庄内西町２―23―23　ダイエー庄内店
破産者　さかえこと呉山こと　呉　　福男
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０８号
大阪市住吉区苅田２丁目13番25号長居南ハイツ123号、開始決定時の住所大阪市平野区瓜破東３丁目６番43号
破産者　宮本　好章
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７６３号
大阪府八尾市福万寺町南１―38―１、住民票上の住所大阪府八尾市高安町南３丁目29番地サンハイツ高安303号
破産者　北野　博司
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１３２号
大阪府交野市梅が枝44―106号、開始決定時の住所大阪府交野市私部西５丁目７番３―406号
破産者　松川　　稔
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２２７７号
大阪市城東区森之宮２　第６号棟第1353号室、住民票上の住所大阪市浪速区塩草１丁目２番３号
破産者　仲野嘉一郎
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２９７号
大阪府八尾市小阪合町４丁目５―10、住民票上の住所大阪府八尾市南木の本２丁目27番地の10
破産者　谷尾由加里
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４３９号
大阪市住之江区粉浜１－４―17　マンション友302号、開始決定時の住所大阪市住之江区粉浜１丁目５番１号　コーポカトレア408号室
破産者　堀中　　明
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４５３号
大阪市西区本田１丁目３番23―1106号
破産者　岸　　俊之
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部